

医療法人健育会 熱川温泉病院
指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所
運営規程

第1条 この規程は、医療法人健育会が開設する、熱川温泉病院（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- （4）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- （5）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 熱川温泉病院
- （2）所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町白田 424

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 (常勤1人)

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

医師 1名以上(常勤1名以上)

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

言語療法士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前の部 午前9時から12時までとする。

午後の部 午後1時30分から午後5時までとする。

(3) 上記営業日、営業時間の他も、電話等により連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東伊豆町及び河津町とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(2) 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり20円を徴収する。

(3) 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ)、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をする。

(虐待の防止のための処置に関する事項)

第10条 事業所は、事業所の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 前一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
 - (2) 継続研修 年2回
1. 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 2. 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 3. この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、(医療法人健育会と管理者との)協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。